

令和7年6月定例会 代表質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「高塚地区公園の整備について」

○中井政友 おはようございます。

梅雨に入ったということで、長雨が続いています。大雨予報もありました。市民や市民の環境、安全についてご留意いただき、また健康にもご留意いただいて、この6月議会を進めていきたいと思います。

今回は、市議選後、最初の市議会、日本共産党香芝市議団を代表して質問させていただきます。今回の質問は、市議選においてたくさんの市民の皆さんからいただいた声、その一部を質問させていただき、市民生活の向上、子育て世代や女性への支援等に役立てればとの思いで質問させていただきます。

また、国会も終盤になってきています。物価高騰の下、消費税減税が焦点になっていたり、国連憲章や国際法、貿易ルールを無視するトランプ政権の下で、アメリカ言いなりを続けていいのかが問われています。

また、国会の参議院環境委員会では、5月29日、副委員長である山下芳生議員が二上山の産業廃棄物中間処理事業に対する市民不安に応えて、国として奈良県に調査や指導を行うようにと質疑をしてくださいました。

一方、世界ではいまだ究極の人権軽視とも思える国家間の戦争が続き、一度始まればその終結が見えません。日本共産党は戦前から一貫して侵略戦争反対を貫き、治安維持法によって多くの犠牲者を出した歴史を持っています、平和と国民、市民生活の向上を図り、その推進を図るのが憲法の本質です。国民が主人公の新しい政治を国民と共に進めるのが日本共産党です。市議会においても、市民が主人公、社会福祉の向上を目指し、質問、意見していきたいと思います。

今回は、クビアカツヤカミキリという外来虫の問題、そして高齢者が外出しにくい歩道の問題、落ち葉等による住環境の悪化を防ぐ問題、公園を誰でも気持ちよく利用できるということの4つの問題を取り上げていきたいと思います。

昨年度から、市民から木の根元に赤い粉が多く出ているという声を聞くようになってきました。真美ヶ丘にある東中の桜の並木も根元にフラスと言われる赤い粉がたくさんついているなどを聞いていました。しかし、この春、市内にもたくさんの桜が咲き、東中学校にも、高塚公園にも桜が咲いていました。現在は青葉になっていますが、青葉が茂らず、枯れた枝も多く見受けられます。大変心が痛む思いがし、来年度はどうなるのかという思いがします。

壇上からは、まず初めに市内におけるクビアカツヤカミキリの被害状況をお聞きすることとしたいと思います。

以上です。

○市民環境部長 令和6年10月に本市が実施した調査では、本市の管理する桜等のバラ科樹木の本数は1,545本あり、そのうち被害のない木が773本、幼虫が木の内部にいることを示すフラスと呼ばれる木くずとふんが混ざったものが確認できた木が607本、既に枯れている木や特に被害が大きな木等が165本という状況でございました。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

大変被害が市内でも多くあるということであります。この防除をしない限り、また来年度も桜の木が大変な被害になるのではないかというふうに思います。例として出したのですが、高塚地区公園は桜の木が多く、かなり荒れているように見受けられます。この公園の被害状況については、どのようでしょうか。

○市民環境部長 高塚地区公園は、桜等のバラ科樹木の本数が133本あり、本市の都市公園の中で最も多く、そのうち被害のない木が10本、フラスが確認できた木が120本、既に枯れている木が3本という状況でございました。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

フラスと呼ばれるのは、赤い粉が穴の空いたところから桜の木の樹木がクビアカツヤカミキリによって出てきた、そうした状態です。害虫によってそのフラスの状態は違うので、この木にはクビアカツヤカミキリがいるのではないかと推測できるというふうにあります。県の資料にもこう輪切りにしたところでは、大変大きな穴が空いています。こうした状況を見るにつけ、本当に心が痛むのではないのでしょうか。

公園の木は、実際ふだんはどのように香芝市として管理されているのかをお聞きします。

○都市創造部長 毎年樹木の枝葉の剪定と枯れ木の伐採を実施しております。また、クビアカツヤカミキリの活動時期には都市公園内の被害木を観察し、成虫や幼虫を捕殺するなどの防除対策を実施しております。

以上でございます。

○中井政友 昨年度の状況もお聞きしましたが、令和7年度、クビアカツヤカミキリの防除にどのような対策を具体的にされたのかをお願いいたします。

○市民環境部長 令和7年度は、特定外来生物防除等対策事業交付金を活用し、利用者の多い公園等の被害のない木に薬剤の樹幹注入を実施し、新たな被害木の発生防止を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 交付金が出てるんですね。その交付金を活用して被害のない木にも防除をしていたということですが、まだまだ防ぎ切れていないというふうなのが現実だと思います。

います。公園の木だけではなく、市内には個人の木も多数桜の木があります。被害にも遭われていると考えますが、市民の関心も高いと思います。十分な広報、啓発は今されているのかどうか、お願いします。

○市民環境部長 クビアカツヤカミキリの活動時期には、本市の広報紙にてクビアカツヤカミキリに対する注意喚起をするとともに、本市のホームページにて防除マニュアル等を掲載し、見分け方や防除方法の周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

対策等をホームページに掲載されていると。私も見ましたが、見ただけに終わってしまうのが普通ではないかというふうに思います。その使い方や薬剤の購入の方法など、多様な啓発、薬剤等の使い方など具体的に広く市民全体に取り組むことが必要ではないかというふうに思います。

クビアカツヤカミキリに対する、それでは奈良県の取組、サクラ見守り隊というボランティア調査報告登録員制度というものがありますが、どのようなものでしょうか。

○市民環境部長 奈良県では、奈良県内で拡大するクビアカツヤカミキリから桜の木を守るため、奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員の登録要綱を制定し、調査や駆除等の個人活動をされるボランティアを募集されております。この制度を通じて、クビアカツヤカミキリによる被害木の報告や幼虫の掘り取り、薬剤注入等の防除に係る市民活動を推進しているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

私も知人の紹介で先日登録したら、こんなに詳しい状態や対策等が送られてきました。これを見るとよく分かるなというふうに思います。

こうしたクビアカツヤカミキリの生態や被害、対策等の学習、対応の仕方、被害やクビアカツヤカミキリの調査、報告を求められていて、広くみんなで取り組もうとの体制が整いつつあるというふうに思います。この奈良県の取組、本市との協力はされているのかどうか、協力体制についてお聞きしたいと思います。

○市民環境部長 本市においては、奈良県サクラ見守り隊ボランティア隊員の実習場所を提示するなどの協力はしてございます。

以上でございます。

○中井政友 実習場所の提供ということでありますね。

今後の香芝市の取組については、どのようなになっているのかをお願いします。

○市民環境部長 令和7年度以降においても特定外来生物防除等対策事業交付金の活用を図り、新たなクビアカツヤカミキリによる被害木の発生を防ぐため、薬剤の樹幹注入事業を継続するとともに、樹木の専門家に意見を求めるなどして、効果を検証しながら必要な対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○中井政友 来年、桜が楽しめるように、特に桜並木を楽しみにされている地域や記念樹等を重点的に防除される場所もあると思いますし、既に枯れてしまっている木の剪定等もせねばならないと思います。春が楽しみになり、みんなが防除を、食い止められるように協力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次に、高齢者を中心とした市内の歩道の整備、高塚地区公園周辺を例に伺います。

市民の安全、特に高齢者の外出の際に道路の整備が必要です。高塚地区公園周辺の道路における歩道の整備について伺います。

高塚地区公園とエコール・マミの間に東側の歩道等、樹木の根による段差が5センチにも至るものもあり、高齢者が円滑に歩くことができない、蹴つまずいたり、転んだりしている方もおられると聞いています。このことはご存じでしょうか。

○都市創造部長 当該箇所については、令和6年度に実施した歩道舗装調査において、修繕段階と診断されており、早期に修繕すべき歩道であるものと認識しております。

以上でございます。

○中井政友 多くの方がその歩道を利用されますし、根がどんどんと膨らんでいきますので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

歩道調査という調査があり、実施されているということでもあります。他の市内にもよく似た事例があるのではないかと、ぜひ計画的に整備して実施していただきたいと思います。

この高塚地区公園の周辺道路、いつ修繕される予定か、分かりますでしょうか。

○都市創造部長 本箇所につきましては、令和7年夏頃には舗装修繕工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 また、周辺にありますかつらぎの道、広陵町と合同して造っている道であります。樹木の根による舗装の隆起や舗装の段差、破損が見受けられます。これの整備計画については、どのようでしょうか。

○都市創造部長 現時点では、かつらぎの道に係る具体的な整備計画はございませんが、他の箇所との優先順位を検討しながら全面的な改修を検討する時期を迎えているものと考えております。

以上でございます。

○中井政友 確かに私も時々行きますので、部分的に補修されていることはよく分かっていますが、広陵町と合同というのもありまして、よく対比されることがあります。なかなか破損について追いついてない状況のように思います。全面的な改修が必要ではないでしょうか。歩行者、特に高齢者が足を取られて危険であると聞きます。かつらぎの道においては、あるベンチにおいてはベンチ前とブロックとの間があり、そしてブロックが高くなって、5センチもあるブロックもあり、高齢者が立ったときにつまずくので危険だとの声を聞きま

した。全てではありませんが、このようなことのないように整備していただければと思います。

市のバリアフリー条例には、高齢者、障害者が安心して移動や活動できるようにという方針が定められています。今回の事例もバリアフリー条例とよく似た事例ではないかと、そのように思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、公園のことについてお話しさせていただきます。

観正山近隣公園の落ち葉の問題を例にします。公園の落ち葉が大変多いと聞いています。どのように公園を管理されているのかをお願いします。

○都市創造部長 観正山近隣公園は、落葉樹が多く、秋季に非常に多くなる状況でございます。公園内の清掃及び落ち葉の撤去などの管理は、委託している都市公園の維持管理業務により年2回実施しております。

以上でございます。

○中井政友 落葉樹が多いということも原因としてあるということですね。

落ち葉が多いという把握をされていると思います。公園に面している住民の方々は、水が落ち葉で覆われ、会所も詰まり、離れたガレージ、駐車場にも入り、自分が高齢化の中、こうした作業ができない。しかし、公園に面している何軒かの家の問題であり、なかなか自治会の問題にもならないので困っておられていました。都市公園の樹木の在り方も工夫して、いろんな市民の方が快適に公園を利用できるような在り方を検討していただきたいと思います。

さらに、元に戻りますが、高塚地区公園周辺の道路及びかつらぎの道の側溝や会所にたまる落ち葉について質問させていただきます。どのようにこれらは管理されているのでしょうか。

○都市創造部長 道路の清掃及び落ち葉及び土砂の撤去などの管理は、雨季に入る前の時期に浸水被害が発生している箇所を中心に職員が実施しております。

以上でございます。

○中井政友 それらの側溝や会所にたまる落ち葉や土、たまるところは大体特定が定まっております、重点的に監視、管理していただき、落ち葉や土の堆積が道の大きな水たまりとならないために日常の管理を徹底していただければと思います。

この近くの方々は、ボランティア的に落ち葉や堆積や枝を清掃され、日常的に協力していただいているのが現状です。市としてもしっかり管理することが求められていますので、よろしくをお願いします。

次に、公園の問題、誰でも気持ちよく利用できるようにという趣旨で質問させていただきます。

高塚地区公園内の中央にある大きな山のようになっている公園、しかしペットのふんも散見されます。保育所等の乳児、園児が地面にその場所で寝転がっていることもあり、ペットの進入禁止ゾーンを設けるなど明確にするルールが必要ではないかと考えます。どのよ

うにお考えでしょうか。

○都市創造部長 公園への犬等のペットの持込みについては、それを認めてほしいという意見と、それを禁止してほしいという両方の意見が市に寄せられております。公園においては、犬等のペットの散歩なども含めて自由な活動が保障される施設であるが、一方で動物が苦手な方や幼児の利用との関係では配慮を要するものと考えております。

これまで、本市では特に法的な根拠や利用の実態を検討することなく、公園内の看板において犬等のペットの持込みを禁止する表示をしている公園や、何らかの表示もしていない公園が混在している状況となっていたため、三橋市長からの指示により、令和6年12月から地理情報システムを活用しながら体系的な整理を進めているところでございます。

基本的には、近隣公園など比較的大きな公園については犬等のペットの持込みを認め、幼児向けの遊具が設置されている小さな公園については持込みを禁止する方向で検討しております。ほかにも保育所等による使用頻度や周辺における他の公園の立地状況なども考慮しながら決定していきたいと考えております。また、犬等のペットの持込みを認める公園であっても、その範囲を限定する必要について検討を加えている段階でございます。

以上でございます。

○中井政友 ぜひ実態をよくつかんでいただき、どのような対策が誰もが気持ちよく利用できるのか、そしてルール化をどのようにすべきかを考えていただき、そしてしっかりと周知すること、明示することが必要であると思います。

このルール化した場合に、周知や看板等で明示する問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○都市創造部長 これまで公園への犬等のペットの持込みについて、管理者ではなく、権限を有しない地元自治会が禁止する看板を設置したり、市が設置するものであっても表示内容に統一が図られていなかったりするなど、規制の在り方について公園の管理者としての本市の取組が十分でない部分があったと考えております。

今後、犬等のペットの持込みを認める公園と認めない公園とに区分されることになるが、公園に設置する現地の看板の設置方法についても内容を十分に精査している段階でございます。犬等のペットの持込みを認める公園であるのか認めない公園であるのかを明確に表示するようにし、犬等のペットの持込みを認める公園であっても、必要がある場合にはその範囲を明示するとともに、ふんの始末やリードをつけることなどの一定のルールについても遵守されるように啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

今回、高塚公園を例にしましたが、他の公園も同じような状況で、今後体系的に統一化して検討していくということだと思います。

誰もが本当に公園で憩えるように、ぜひご検討、ご実施をお願いいたします。

以上、第1番目の質問とさせていただきます。

「子どもと女性への支援について」

○中井政友 次に、こども誰でも通園制度について質問させていただきます。

2026年4月からこども誰でも通園制度が始まります。同制度は、国主導でつくられましたが、実施主体は市町村です。市町村は、2025年度中に基準を定め、条例を制定し、事業者の認可など実施体制を整え、利用希望者を受け付け、設定する必要があります。

こども家庭庁の令和4年、5年度、教育・保育施設等における事故報告集計では、ゼロ歳から2歳の事故リスクの高さ、高い状況が報告されていました。実施責任のある市では、安全性を担保し、行うことも求められています。

そして、これらに対し、こども家庭庁は令和7年3月、こども誰でも通園制度の実施に関する手引を公表しました。その中には、人員配置、事業者、利用者の認可、事故等の際の責任、利用方法、実施場所、保護者負担、利用時間、対象となる子供などが紹介されています。香芝市においても、これからの検討事項というところもあるかもしれませんが、このこども誰でも通園制度について質問させていただきます。

まず最初に、こども誰でも通園制度の法的位置づけについてご質問させていただきます。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

こども誰でも通園制度は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施されるものでございます。

この制度は、こども未来戦略に基づいて新たに創設されることとなったもので、全ての子供たちの育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対しまして、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、毎月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟な利用ができるものでございます。

満3歳未満の小学校就学前の子供であって、子供のための教育・保育給付を受けていない者がその対象となつてございます。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

国の2023年こども未来戦略にあるということですね。3歳未満児の新たな通園制度であり、保護者の就労に関わらず3歳未満の子供、月10時間を上限に設けられる制度だと思います。

こども誰でも通園制度の試行的事業が先行して行われました。その現状と課題について、市が把握されているところがあればお願いいたします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討委員会の参考資料によりますと、

令和6年8月30日時点で118自治体が試行的事業を実施しておりますが、こども家庭庁の委託事業におけるこども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究報告書によりますと、保育者の確保、一時預かり事業との関係性、子育て家庭への周知や働きかけ、当初想定していたほど利用の申込みがないことが課題として上げられてございます。

○中井政友 ありがとうございます。

そうした試行的実施の報告を生かして、今後香芝市でも取り組むことになると思います。近隣であれば、奈良市、また大阪の豊中市や富田林市、愛知の名古屋市等も取り組まれていると思います。奈良市の経験においては、利用者の希望は多いけれども、同時に受皿である保育体制の整備が課題であると言われていました。

でも、こども誰でも通園制度と類似している一時預かり制度がありますが、それとの違いについてご説明をお願いいたします。

○子ども家庭部長 一時預かり事業は、保育者の就労や病気などの理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合に利用するものでございまして、保護者の立場からの必要性に対応することを目的としておりますが、こども誰でも通園制度は保護者の就労状況にかかわらず、全ての未就園児が保育所や認定こども園に月10時間まで利用できる制度でございます。保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通して子供が成長していくように、子供の育ちを応援することを主な目的としている点で異なるものでございます。

以上でございます。

○中井政友 ご説明いただきましたが、一時預かり事業は保護者の立場からの必要です。必要が発生した場合、保護者を優先すべきではないでしょうか。そして、既に一時預かり事業であれば複数専任保育士の配置のための人件費補助や保育室確保のための施設整備費など、新たな制度をつくらなくても地域の保護者のニーズに応えられるという制度が整っているという違いもあるのではないのでしょうか。

次に、良質な環境を保証できるのかという点でお聞きします。

こども誰でも通園制度を保育園での利用を想定した場合、ほぼどの幼稚園も4歳児、5歳児、6歳児が定員の半分が利用されています。新しい市のこども計画によると、こども誰でも通園制度にゼロ歳、1歳、2歳、それぞれ10名ほど約30人が最大利用想定されています。市内で新しく30人の受入れ体制が取れるのか、障害を持たれた子供の場合はどうなるのか、食事はどうなるかなど細かな整備体制が必要となると思います。実施には細かな受入れ体制の整備をお願いします。今紹介したのは、私たちがいただきました香芝市こども計画から見ました。

このこども誰でも通園制度に対しての校区の設定はあるのでしょうか。

○子ども家庭部長 施設ごとの通園区域は定めておりません。

以上でございます。

○中井政友 市内全域からその園に行けるという想定だと思います。それには、自動車などの駐車場、交通手段を使わねばならない方に駐車場等の受入れ体制が必要になるのではないかなというふうに思います。

ゼロ歳、1歳、2歳児の保育士の配置基準はどのようになるのでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準におきまして、こども誰でも通園制度を実施する施設には、本事業の従事者として、保育士及び乳児等通園支援に従事する職員として、市町村長が行う研修を修了した者を置かねばならず、従事者の数として、ゼロ歳児は3歳に1人、1歳児及び2歳児は6人に1人の配置が必要であり、従事者のうち2分の1以上は保育士としなければならないとされてございます。また、利用児童の人数にかかわらず、従事者は2人を下回ることはできないとされてございます。

以上でございます。

○中井政友 お聞きしましたら、ほぼ現行の保育所の保育士配置基準と同じだというふうに考えられます。

ただ、試行された奈良市からの報告で述べられているように、通常通園されている園児や保育所を利用されている保護者のように、保育士ともよく知り合っている関係ではないところが出てくると思います。この点について、事前面接時にしっかりと面談する、保育当日もベテランの保育士が対応するなどのことが必須になると想定されます。この点で人員配置ができるのかを心配します。今、通常においても保育現場は深刻な保育士不足が続いている中で、安心・安全な制度になるのか、今後も検討していくことが必要だと思います。

市内全幼稚園での3年保育の実施ができないことや、保育所の待機児童が出る原因にもなっています。保育の安全・安心のためにも保育士の待遇改善に取り組みられ、保育士の確保が大切ではないでしょうか。

次の質問に行きます。

保育室や遊具、教具についてはどのようになるのでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

子供の育ちを支えていく上では、子供の安全を確保することが大前提となることから、子供の年齢に適合したこども誰でも通園制度専用の保育室を整備する予定でございます。

また、遊具や教具につきましても、利用する子供に適合したものを選定する予定でございます。

以上でございます。

○中井政友 通園制度を利用される方に専用室を考えているということですが、在園児との合同保育はどうなるのかなというふうに思いました。保育所であれば、保育所運営基準、幼稚園であれば設置基準等の人員基準や面積基準等の施設整備が必要です。最大30人の乳児を受けられるための十分な施設整備をお願いします。

保護者等利用者の受入れ、駐車場などの整備はどのようにお考えでしょうか。

○子ども家庭部長 利用者は、乳幼児を連れていることから、駐車場等も含めて、できるだけ利用しやすい環境を整備する予定でございます。

○中井政友 これからの検討課題もあるかもしれませんが、市内全域が校区となることや、乳児を受け入れる施設となることから、そのための環境づくりをお願いします。

どのようになるにしろ、多少の改修が必要です。人、ものの国や県からの財政的支援は、そして市の負担の見込みはどのようになるのでしょうか。

○子ども家庭部長 財政的支援といたしましては、国の就学前教育・保育施設整備交付金がございます。施設の改修に当たっては、それを活用する予定でございます。奈良県からの財政的支援はないものと現時点で認識してございます。

○中井政友 調べましたら、国が3分の2、市の財政負担は3分の1ということであります。それをどういうふうにするか、しっかりと検討していただければと思います。

最後の質問であります、繰り返しですが、こども誰でも通園制度は保育所などを利用していない保護者にとっては期待されている制度です。しかし、現在の保育所などでは、一時預かり事業、子育て支援事業などが既に実施されています。保育現場では深刻な保育士不足が続いている中で、安全・安心な制度になるのか、少子化克服に効果的な制度になるのかです。

本市香芝市の総合計画やこども計画には、保育所、保育園の受入れ利用者数の増加を目標とされていますが、現実に市としてきちんと受皿を整備する、また財政面も含めて力を入れていかなければ、目標を達成することはできないと考えます。その点、現在はどうに考えているのかをお願いします。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

本市といたしましては、人材確保に取り組んでいくほか、財政面といたしまして、先ほど申し上げました国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用するなどして、十分な体制でこども誰でも通園制度を運営してまいります。

以上でございます。

○中井政友 こども誰でも通園制度は、利用者と事業所が直接面接し、契約されます。しかしながら、それを認可、業者を認可するのが香芝市であります。香芝市としての責任が図られます。受皿整備とともに、市全体の保育が充実するように整備を体系的に考えていただければと思います。

では、この質問は終わります。

次に、女性支援新法、困難な問題を抱える女性への支援について質問させていただきます。

これを取り上げましたのは、先月、市民の方から行き場のない親子がおられ、相談に乗ってほしいという連絡を私は受けました。現場に出向くと、娘と母親2人がおられ、見るに耐えられず連絡しましたと、そういうふうに私に連絡された方がおられ、助けてほしいというふうに言われました。

DVのようなことがあり、家を出たけれども所持金もなく、泊まるところもなく、昨夜は市民が自分のところに泊めてあげ、食事も提供してあげたと言われました。その後、直接お二人に会い、話を聞いた後、生活支援課に2人と共に出向きました。職員の方も既によく知っておられ、これまでも泊まる場所等の支援の選択肢を提案されていましたが、結局結論が出ず、ままならないままであったことが分かりました。そして、結論が出ないままお昼になり、支援しようと駆けつけた者たちで、当日の泊まる場所、場所等を府県を超えて今後の相談場所などを知人やネットで探し、親子の同意も得られ、何とか支援につながることができました。

守秘義務がありますので詳しくは説明できませんが、このようなことがあり、昨年6月の議会での質問もありましたが、改めて女性新法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、昨年度、令和6年4月に施行されたことを知り、今回香芝市の施策の状況お聞きしようと思いました。

女性支援新法、困難な問題を抱える女性への支援について、法のこの目的や理念はどのようなになっているのかをお聞かせください。

〇市民環境部長 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、第1条に目的を規定し、第3条に基本理念を規定しており、同法の目的や理念はその規定しているとおりでございます。

以上でございます。

〇中井政友 目的や理念、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定しています。

その中で、国や地方自治体の責務はどのように規定されているのか、お願いします。

〇市民環境部長 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、第4条に国及び地方公共団体の責務を規定しており、国及び地方公共団体の責務はその規定しているとおりでございます。

以上でございます。

〇中井政友 香芝市は、一地方自治体ではありますが、その責務については、関係機関や民間団体との支援内容を協議できる場の設定、連携、民間団体との協働による支援の内容には、支援対象者の意向を聞く、訪問や巡回、居場所の提供、官民連携してアウトリーチ等できめ細かな支援を行うというふうにあります。このような取組が香芝市でも必要ではないでしょうか。

まず、奈良県の全体の取組についてお聞きします。

〇市民環境部長 奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画によれば、奈良県ではSNS等を含めた相談ツールの充実、気軽に立ち寄り、安心して悩みを話すことができる居場所づくり、多様な相談に対応できるような体制強化、支援を必要とする女性の状況に応じた対応が可能な一時保護先の確保の推進、被害者の回復支援、生活の場を共にすることによる支援、同伴児童への支援、就労及び住まいの確保に向けた支援及びアフターケア

に対する支援に取り組んでいるものと認識してございます。

以上でございます。

○中井政友 香芝市は、県や中核市ではありませんので、できる範囲が限られておりますが、他市では女性相談員の配置などがされています。香芝市も女性弁護士の相談窓口が女性相談支援員と兼ねていると前回の令和6年の質問に回答されていましたが、現在はどうになっているのか、法的な観点だけではなく、福祉的な対応や常勤職である必要があるのではないかと考えますが、どのようでしょうか。

○市民環境部長 本市においては、女性に限定した相談員を配置することは検討してございませんが、男性であるか女性であるかを問わず、弁護士による法律相談や人権擁護委員、母子・父子自立支援員、家庭児童員、家庭相談員及び社会福祉士による様々な相談を継続的に実施しており、令和6年6月からはコミュニティーソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談窓口においても対応することとしており、相談体制の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 日によって配置の仕方、職員の職責等が違いますが、女性相談支援員はソーシャルワーカーとして現在全国で約1,600人おられ、都道府県の女性相談支援センターや市区等の福祉事務所、子育て関連部署など多岐にわたり、独り親相談などとの兼務も多く、所属先によって担当する支援内容にバリエーションがあると聞いています。かつての婦人相談員は非常勤職で、福祉の専門職でない人が大半で、根拠法は売春防止法でした。それが現在シングルマザーやDV被害者、性暴力被害者、外国籍女生等に対する支援を行ってきた、そのような積み重ねが女性福祉の視点を明確にした今回の困難女性支援法として結実したと言われています。

同法では、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職責に従事する職員と規定されています。その立場に立ってという当事者性の重視と専門的技術に基づいてという専門性の間で行う支援が必要と言われています。今後とも体制整備に検討を重ねていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

窓口の明示や基本計画など、検討事項であると前回もご回答をされていましたが、現在はどうになっているのでしょうか。

○市民環境部長 市民協働課が窓口として初期対応しており、各関係機関や関係部署への連絡調整や連携を図るとともに、広報やホームページで継続的に案内を実施してございます。

また、奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画において、奈良県と市町村の役割が記載されており、本市も支援についての連携や支援実施における調整会議の構成員として参加して取り組んでいることから、本市としての基本計画を策定する実益は乏

しいと考えられるため、現時点において同計画を策定する予定はしていません。

以上でございます。

○中井政友 基本計画は考えていないということですが、窓口は市民協働課です。

今現在市の様子を見ますと、シングルマザーやDV被害者等が増えているという状況です。窓口の明示をしっかりといただき、そこに行けば相談に乗ってもらえるという、そういう広い受皿をつくっていただければと、そういうふうに思います。

女性支援を実践する民間団体との協働や連携については、市内外であるのかどうかをお願いします。

○市民環境部長 奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画においては、必要に応じて適切に奈良県や他の市町村、民間団体等と連携し、女性への支援を実施していくための関係構築を図ることが必要であるとされてございます。また、本市の取組事項としては、民間女性支援団体と協働して、DV防止講習やマザーズセミナー等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中井政友 私が前段紹介しました方々は、結局大阪府内の中核市にお世話になることになりました。そこでは、女性支援係がおられ、ケース会議が開かれました。そして、支援につながれました。県内で支援できない場合、府県を超えて支援を広げることができると私も分かりました。重層的支援ではありませんが、ワンストップで総合的に支援を相談できる窓口が市民にとって必要ではないかと思いました。

本市においても、単身家庭の増加傾向や生活困難、DVに遭われる女性も増えています。女性新法の幅広い制定理念、女性の福祉や人権の尊重、擁護、男女平等にふさわしい検討をしていただくようにお願いします。

今後の市の取組があれば、繰り返しですが、お願いいたします。

○市民環境部長 弁護士による法律相談や人権擁護委員、母子・父子自立支援員、家庭相談員、社会福祉士及びコミュニティーソーシャルワーカーによる相談を継続して実施し、奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画における本市としての役割を果たすべく、関係機関と密に連携を図るとともに、相談窓口を分かりやすく示したパンフレットの作成に努めたいと考えております。

以上でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

この女性新法の前置きに私の体験をお話ししました。この方々への支援を受けてくださった大阪の女性支援団体の代表の方は、その後も援助を受けられた方々の様子を私にお知らせくださり、引き受けてくださった大阪の自治体担当者とのパイプ役になっていただいています。このような支援団体の育成こそ困難な問題を抱える女性新法にふさわしい女性に寄り添ったきめ細かな対応ができるんじゃないかと、そういうふうに感じました。本市においてもそのような団体の育成やネットワークづくりがさらにできるようにとお願いいた

します。

以上、6月議会、香芝日本共産党、中井政友の代表質問を終わります。ありがとうございました。